

○ 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号）次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののようにより改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていもないものは、これを加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

		改 正 後	改 正 前
		（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）
第二条	〔略〕	第二条 〔略〕	第二条 〔同上〕
3 2	〔略〕	3 2 〔同上〕	3 2 〔同上〕
3	第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 〔一～六 略〕	〔一～六 同上〕	〔一～六 同上〕
六の二	CVAリスクに関する次に掲げる事項	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕
イ	CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA－CVA、完全なBA－CVA、限定的なBA－CVA又は簡便法）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要	（SA－CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA－CVA、完全なBA－CVA、限定的なBA－CVA又は簡便法）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要）	（SA－CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA－CVA、完全なBA－CVA、限定的なBA－CVA又は簡便法）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要）
ロ	CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。）	（CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。））	（CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。））
ハ	SA－CVA採用組合にあっては、次に掲げる事項	（SA－CVA採用組合にあっては、次に掲げる事項）	（SA－CVA採用組合にあっては、次に掲げる事項）
(1)	CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）	（CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。））	（CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。））

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理

の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスポートジャーモデル検証部署の関与状況並びに内部監査部署の関与状況を含む。）

4

〔七九 略〕

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

〔イハ 略〕

CVAリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち組合が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) S A | C V A
(2) 完全な B A | C V A
(3) 限定的な B A | C V A
(4) 簡便法

〔ホト 略〕

五の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ B A | C V A を用いて CVAリスク相当額を算出する組合にあっては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 完全な B A | C V A 自己資本比率告示第二百四十六条の三の三に定める $K_{reduced}$ 及び K_{hedged} におけるそれぞれの CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

4

〔七九 同上〕
〔同上〕
〔イハ 同上〕
〔号の細分を加える。〕

〔二五 略〕
〔二五 同上〕
〔号を加える。〕

(2) 限定的な B A ━ C V A 自己資本比率告示第二百四十六条の三の四の規定により算出する第二百四十六条の三に定める K_{reduced} の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額及び限定的な B A ━ C V A により算出した C V A リスク相当額を八パーセントで除して得た額

S A — C V A 採用組合にあつては、自己資本比率告示第二百四十六条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出した C V A リスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びに S A — C V A の対象となる取引相手方の先数

〔六八〕 略

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

2 略

第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

七の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SAC）

V A、完全な B A | C V A、限定的な B A | C V A 又は簡便法）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

□ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の

〔六八〕 同上

關元事功

3 2

〔一九七 同上〕

第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

七 略

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SAA）

V A、完全な B A — C V A、限定的な B A — C V A

概要

制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。）

ハ S A | C V A 採用組合にあっては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスボージャーモデル検証部署の関与状況並びに内部監査部署の関与状況を含む。）

「八〇十 略」

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イヽハ 略」

ニ CVAリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち組合が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) S A | C V A

(2) 完全な B A | C V A
(3) 限定的な B A | C V A
(4) 簡便法

ホヽト 「略」

「三〇六 略」

六の二 C V A リスクに関する次に掲げる事項

イ B A | C V A を用いて C V A リスク相当額を算出する組合にあっては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

4

「八〇十 同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イヽハ 同上」

「号の細分を加える。」

「二ヽへ 同上」

「三〇六 同上」

「号を加える。」

(1) 完全な BA-CVA 自己資本比率告示第二百四十六条の三の三に定める $K_{reduced}$ 及び K_{hedged} におけるそれぞれのCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的な BA-CVA 自己資本比率告示第二百四十六条の三の四の規定により算出する自己資本比率告示第二百四十六条の三の三に定める $K_{reduced}$ の算式中ににおける取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的な BA-CVA により算出した CVA リスク相当額を八パーセントで除して得た額

□ SA-CVA 採用組合にあっては、自己資本比率告示第二百四十六条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに SA-CVA で算出した CVA リスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びに SA-CVA の対象となる取引相手方の先数

〔七
九
略〕

〔七
九
同上〕